

質問に対する回答について
 工事名) 山形自動車道 R6 鶴岡管内舗装補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答								
1	金抜設計書に記載された路面切削工A、A(Y)の数量はそれぞれ694m ³ 、1600m ³ となっていますが、平面図に旗上げされた数量を積み上げると872.5m ³ 、1420.8m ³ となり差異があります。どちらを正とすれば良いでしょうか。ご教示ください。	<p>平面図の旗上げ及び数量の記載に誤りがありました。</p> <p>正しい路面切削工A、A(Y)の数量は、金抜設計書、数量明細表に記載している数量です。</p> <p>上記については、後日交付図書を訂正いたします。</p>								
2	数量明細表・路面切削A、A(Y)の数量と設計図(2/3)【舗装改良工】の同項目の数量が一致しません。金抜き設計書と数量明細表は合致しているので、設計図数量の更なる詳細を御教示願います。	<p>設計図(2/3)【舗装改良工】において、旗揚げの名称及び数量の記載に誤りがありました。</p> <p>正しい路面切削工A、A(Y)の数量は、金抜設計書、数量明細表に記載している数量です。</p> <p>上記については、後日交付図書を訂正いたします。</p>								
3	設計図(2/3)【舗装改良工】平面図において同一の旗揚げ箇所と想定されるのですが(1)と(2)で一部数量が異なる工種があります。どちらが正と考えるか、御教示願います。	<p>設計図(2/3)【舗装改良工】平面図の旗上げの名称及び数量の記載に誤りがありました。</p> <p>上記については、後日交付図書を訂正いたします。</p>								
4	設計図(2/3)【舗装改良工】縦断図においてレベリング工・アスファルト安定処理混合物A(Y)の表示されている数量が、金抜設計書、数量明細表の数量と合致しません。平均舗設厚が算出不可なので、レベリング工の施工舗設厚を御教示願います。	<p>設計図(2/3)【舗装改良工】縦断図において、旗揚げ名称及び数量の記載に誤りがありました。</p> <p>正しいレベリング工・アスファルト安定処理混合物A(Y)の数量は、金抜設計書、数量明細表のとおりとなります。</p> <p>上記については、後日交付図書を訂正いたします。</p> <p>また、レベリング工の施工舗設厚は、設計図(2/3)【舗装改良工】縦断図でレベリング工の旗揚げ箇所の縦断線に表記している数字が施工厚になります。</p> <p>記載例) 縦断図(1) レベリング工 アスファルト安定処理混合物A(Y) -113.5t</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">測点</th> <th style="text-align: center;">レベリング工の施工厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">147.579KP</td> <td style="text-align: center;">0.000m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">147.580KP</td> <td style="text-align: center;">0.006m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">147.600KP</td> <td style="text-align: center;">0.134m</td> </tr> </tbody> </table>	測点	レベリング工の施工厚	147.579KP	0.000m	147.580KP	0.006m	147.600KP	0.134m
測点	レベリング工の施工厚									
147.579KP	0.000m									
147.580KP	0.006m									
147.600KP	0.134m									

5	<p>11月29日付で公表された参考積算条件書にて、表層用混合物（タイプB）の酒田IC～酒田みなとIC間の単価がありませんので、御教示願います。（オーバーレイ工Aで使用）</p>	<p>参考積算条件書の記載に漏れがありました。参考積算条件書における表層用混合物（タイプB）の酒田IC～酒田みなとIC間の単価は、14,580円/tになります。上記については、後日交付図書を訂正いたします。</p>
6	<p>アスファルト混合物等、11/29に開示された材料単価と実勢単価（実施工時の材料単価）に大幅な乖離が生じますが、落札後の設計変更の対象として考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>契約締結後、設計変更が必要となる場合は、土木工事請負契約書の規定に基づき変更いたします。</p>